

地区薬剤師会 医療保険担当役員 様

公益社団法人 東京都薬剤師会

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る資料について

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

ご高承のとおり、後期高齢者医療につきましては、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合が令和4年10月より2割となるとともに、影響が大きい外来療養の患者向けに、ひと月の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置(施行後3年間)が導入されることとされております。今般、当会では別紙の資料を下記の内容で再作成いたしましたのでご案内いたします。

つきましては、再案内となり誠に恐縮ですが、同一医療機関における配慮措置(1割負担患者との負担差額 3,000円内の管理)につきまして、各地区会員薬局にご周知賜りますようお願いいたします。

記

保険薬局における後期高齢者(2割負担)患者の窓口徴収額等

同一医療機関の複数診療科の処方箋を受付けた場合

※同一レセプトにて提出しますので合計されます



調剤日	担当	調剤費 A	2割 B:A×0.2	1割 C:A×0.1	増加額 D:B-C	窓口徴収 E	差額 F:E-C	差額 累計
10月1日	内科	20,000	4,000	2,000	2,000	4,000	2,000	
10月16日	整形外科	18,000	3,600	1,800	1,800	2,800	1,000	3,000
10月30日	眼科	5,000	1,000	500	500	500	-	
10月合計		43,000	8,600	4,300	4,300	7,300	3,000	3,000

2割負担額合計と窓口徴収額合計の差額1300円は高額療養となります

複数医療機関の処方箋を受付けた場合



調剤日	担当	調剤費 A	2割 B:A×0.2	1割 C:A×0.1	増加額 D:B-C	窓口徴収 E
10月1日	A医院	20,000	4,000	2,000	2,000	4,000
10月16日	B整形外科	18,000	3,600	1,800	1,800	3,600
10月30日	C眼科医院	5,000	1,000	500	500	1,000
10月合計		43,000	8,600	4,300	4,300	8,600

10月合計額8,600円と1割との差額4,300円中3,000円を超えた1,300円が指定口座へ後日償還されます